

令和6年度第1回労使間意見交換会

議 事 要 旨

1 日 時：令和6年9月19日（木）9:57 ～ 11:26 （89分）

2 会 場：秘書課研修室（本館7階：ドアNo.774）

3 出席者：

農林水産省	川 本 登	大臣官房秘書課長
同	高 橋 一 郎	大臣官房予算課長
同	福 島 一	大臣官房地方課長
同	佐 藤 夏 人	大臣官房環境バイオマス政策課長
同	石 田 大 喜	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長
同	玉 置 賢	大臣官房統計部管理課長
同	尾 崎 道	消費・安全局総務課長
同	三 嶋 英 一	輸出・国際局総務課長
同	三 上 卓 矢	農産局総務課長
同	木 下 雅 由	畜産局総務課長
同	日 向 彰	経営局総務課長
同	山 里 直 志	農村振興局総務課長
同	今 野 聡	農林水産技術会議事務局研究調整課長
同	小 島 裕 章	林野庁林政課長
同	水 野 秀 信	水産庁漁政課長
同	浪 岡 耕 一	大臣官房秘書課人事調査官
同	藤 本 富士王	大臣官房秘書課人事企画官
全農林労働組合中央本部	関 真 寿	書記長
同	立 花 賢 司	組織教宣部長
同	西 山 幸 宏	調査交渉部長（非現業担当）
同	千 葉 信 弘	調査交渉部長（独法担当）

（藤本秘書課人事企画官）

ただいまから、令和6年度第1回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、川本秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（川本秘書課長）

本日は、「令和7年度農林水産予算概算要求の概要」と「令和7年度組織・定員要求」を議題として労使間意見交換会を開催する。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いする。

(藤本秘書課人事企画官)

本日は2つの議題があるため、2部構成で実施することとしたい。

本日の配付資料は、第1部の資料として「令和7年度農林水産予算概算要求の概要」、第2部の資料として「令和7年度組織・定員要求について」である。

これらの資料については、議事要旨とともに農林水産省ホームページと職員掲示板に掲載するので、予め承知願いたい。

それでは、まず、「令和7年度農林水産予算概算要求の概要」について、意見交換を始める。

まず、第1部の出席者を紹介する。

当局側として、川本秘書課長、高橋予算課長、佐藤環境バイオマス政策課長、石田新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長、玉置統計部管理課長、尾崎消費・安全局総務課長、三嶋輸出・国際局総務課長、三上農産局総務課長、木下畜産局総務課長、日向経営局総務課長、山里農村振興局総務課長、今野農林水産技術会議事務局研究調整課長、小島林野庁林政課長、水野水産庁漁政課長、浪岡秘書課人事調査官、それに秘書課人事企画官の藤本である。

職員団体側として、関書記長、立花組織教宣部長、西山調査交渉部長（非現業担当）、千葉調査交渉部長（独法担当）である。

それでは、「令和7年度農林水産予算概算要求の概要」について、高橋予算課長から説明させていただく。

(高橋予算課長)

令和7年度農林水産予算概算要求について説明する。

まず、白本の4頁「概算要求の骨子」を御覧いただきたい。

概算要求の総額は対前年度比 116.3%の2兆6,389億円としており、予算総額のうち、公共事業費は118.1%の8,250億円、非公共事業費は115.5%の1兆8,139億円としている。

5頁は公共事業費の一覧である。

農業農村整備、林野公共、水産基盤整備について、対前年度比 118.8%の要求額としている。

続いて、概算要求のポイントを説明する。6頁を御覧いただきたい。

農業関係予算の5つの柱立てに、林野・水産を合わせた7つの柱立てで整理している。

6頁から15頁の「Ⅰ 食料安全保障の強化」については、水田での戦略作物の本作化、米粉の利用拡大、品目ごとの生産性向上や販売力強化、不測時に備えた食料供給体制の構築、堆肥等の国内資源の肥料利用拡大、飼料生産に立脚した酪農・肉用牛支援、合理的な価格の形成、物流の効率化や中継共同物流拠点の整備、食品アクセス確保に向けた体制構築、輸産地の形成や戦略的な輸出体制の整備・強化、農業と食品産業の連携強化等に必要予算を要求している。

16 頁から 22 頁の「Ⅱ 農業の持続的な発展」については、農業の構造転換に向けた共同利用施設の新設・再編や担い手の農地引受力の向上、新規就農の推進、スマート農業技術の開発・実用化やサービス事業体の育成・活動の促進、農地の大区画化、水利施設の計画的な更新、飼養衛生管理の向上や分割管理の推進等に必要な予算を要求している。

23 頁から 24 頁の「Ⅲ 農村の振興」については、官民共創、農泊・農福連携、農村 RMO の形成、鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進等に必要な予算を要求している。

25 頁から 27 頁の「Ⅳ みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化」については、環境負荷低減や気候変動等に対応する新品種・技術の開発、環境保全型農業直接支払交付金による有機農業への移行期の重点的な支援、グリーンな栽培体系への転換、有機農産物の生産・需要拡大等に必要な予算を要求している。

28 頁の「Ⅴ 多面的機能の発揮」については、多面的機能支払交付金による地域資源の適切な保安全管理に向けた共同活動や、中山間地域等直接支払交付金による中山間地域等での農業生産活動継続への支援等に必要な予算を要求している。

29 頁から 32 頁の「Ⅵ カーボンニュートラルの実現・花粉症解決に向けた森林・林業・木材産業総合対策」については、グリーン成長総合対策としての森林の集積・集約化、路網の整備・機能強化、建築物への木材利用の促進、花粉症対策としてのスギ人工林の伐採・植替え、スギ材の需要拡大等に必要な予算を要求している。

33 頁から 36 頁の「Ⅶ 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」については、漁獲対象魚種・漁法の拡大転換、養殖転換など海洋環境の変化に対応した新たな操業・生産体制への転換、海業の全国展開等に必要な予算を要求している。

また、食料安全保障の強化、国土強靱化、TPPに加えて、諫早湾干拓事業に係る有明海の再生の加速化に向けた対応の経費については、事項要求とし、予算編成過程で検討することとしている。

以上が、令和 7 年度概算要求に係る説明である。

（関書記長）

8 月 30 日に農林水産省が決定した予算概算要求は、2 兆 6,389 億円、対前年度比 116.3 % となっており、改正基本法を踏まえた食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立など重要な予算と受け止めているが、初動 5 年間で農業の構造転換に向けた施策を集中的に実施するとした初年度の予算として、当初予算において必要な予算を確保することが重要と考えており、事項要求としている「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費についても、当初予算で要求すべきである。

また、農林水産業の持続可能な成長と国民生活の安定にむけた施策の確実な実施、所管独立行政法人においては最終年度となる第5期中長期目標等の着実な推進、これらの施策を実施するうえで組合員の雇用と労働条件の確保に必要な予算であることから、満額確保に向け最大限の対応を求める。

私からは以上を申し上げ、概算要求の内容についてそれぞれ担当より伺う。

（西山調査交渉部長）

農林水産予算概算要求の総額は対前年比 116.3%となっているが、改正基本法を踏まえた初動の5年間で集中的に実行するための十分な予算要求となっているのか。

（高橋予算課長）

概算要求については、閣議了解されたシーリングに則り要求する必要があるため、シーリングに基づき算定された要求可能額いっぱいの金額で要求している。

これに加えて、農業の構造転換を5年間で集中的に推進する等のための「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については事項要求とし、必要な予算の確保に向けて予算編成過程で検討していく。

（西山調査交渉部長）

「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可とされているなかで、人件費予算などの義務的経費は十分な要求となっているのか。

また、改正基本法を踏まえた、新たな事業予算を数多く要求しているが、新規業務を遂行する際に必要な超過勤務手当や旅費、庁費などは、十分な要求となっているのか。

さらに、定年の段階的引上げに伴う定年前再任用を含む短時間再任用について、今後の希望変更にも対応しうる人件費予算を要求しているのか。

（高橋予算課長）

義務的経費は、前年度から943億円増の7,148億円を要求しているところであり、人件費や庁費等のコストについて、改正基本法を踏まえた新規業務を遂行する際に必要となるコストの増加分も含め必要額を要求している。

さらに、定年前再任用を含む短時間再任用に必要な人件費についても、実態を踏まえて必要な予算を要求している。

（西山調査交渉部長）

「基本方針 2024」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を措置するとしているが、農林水産省における具体的な要望額はどのようになっているのか。

（高橋予算課長）

農林水産関係の概算要求額2兆6,389億円のうち、「重要政策推進枠」に当たる要望額は4,990億円であり、その内容は改正基本法関連予算などである。

（西山調査交渉部長）

食料安全保障の強化、国土強靱化、ＴＰＰ及び諫早湾干拓事業に係る有明海の再生の加速化に向けた対応の経費については、予算編成過程で検討するとしているが、いつ頃とりまとめるのか。また、その予算規模や特徴など、どのように考えているのか。

（高橋予算課長）

今般、事項要求した各種経費については、

① 食料安全保障の強化や国土強靱化対策に向けた対応に係る経費は、今後の政府・与党内の議論を踏まえ、

② ＴＰＰ等を踏まえた経費は、これまでの実績の検証や協定の発効後の動向等を踏まえ、

③ 諫早湾干拓潮受堤防排水門の非開門を前提とした有明海の再生の加速化に係る経費は、漁業団体などの御意見も踏まえ、それぞれ、今後検討されていくものである。

このため、取りまとめの時期や予算規模等は現時点で見通せる段階にないが、機会を逃さず、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

強い農業づくり総合支援交付金について、改正基本法を踏まえた新しい農業の姿を生産現場で実装するため、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を支援するとして増額要求となっているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

（三上農産局総務課長）

強い農業づくり総合支援交付金では、新たに「新基本法実装・農業構造転換支援事業」を新設し、国の直接採択事業と都道府県交付金により支援を行う予定である。

地方農政局等の関わりとしては、国の直接採択事業における審査や割当内示等を、また都道府県交付金については要望調査、成果目標の妥当性協議及び交付決定等に必要の手続きを想定している。さらに地域拠点においては、事業の現場への周知を想定しているところである。今後も説明会等を通じて、地方農政局等に対して必要な説明を行ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

畑作物産地生産体制確立・強化事業について、労働力不足や病害虫の発生、気候変動への対応、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援するとして新規に要求しているが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

（三上農産局総務課長）

新規で要求している「畑作物産地生産体制確立・強化事業」については、令和５年度補正予算で行っている「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業」及び「甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業」を統合したものであり、事業内容及び事業の仕組みはこれらと同様であるため、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はなく、事業の周知、審査、執行、指導等の事務を想定している。

（西山調査交渉部長）

国際協力の推進について、開発途上国の農林水産分野の持続可能性と生産性の向上の両立を図るための技術協力、国際機関と連携した食品安全・動物衛生・植物防疫に係る国際基準の策定等を推進するとして増額要求となっているが、植物防疫所、動物防疫所の関わりに変更はあるのか。また、農研機構及び国際農研はどのように関わるのか、これまでの関わりに変更はあるのか。

（三嶋輸出・国際局総務課長）

為替レートが円安傾向になっている中、国際機関に派遣する職員の給与や海外で事業を実施するために必要な事業費を確保するための増額要求となっている。

植物防疫所、動物検疫所の関わりに変更はなく、また、農研機構及び国際農研については、国際研究機関と共同研究を行っているところ、これらの関わりにも変更はない。

（西山調査交渉部長）

飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛生産地支援について、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国内生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援するとして新規に要求しているが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

（木下畜産局総務課長）

現在実施している環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）は令和6年度で終了し、輸入飼肥料に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、本事業を新規に要求したところである。

地方農政局等及び地域拠点の関わりについては、基本的に今年度実施しているエコ畜事業から大きな変更はない。具体的には、地方農政局等において、公募事務や関係都道府県・団体等との連絡調整、交付事務等を実施することとなるが、併せて現場や関係各所への周知や助言等をお願いする予定である。

（西山調査交渉部長）

適正取引推進・消費者理解促進対策事業について、食品の生産・製造・流通コストの上昇分の円滑な価格転嫁等に向けて、合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への理解醸成を図ることにより、価格転嫁を進める関係者を後押しするとして増額要求となっているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

（石田新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長）

本事業は、合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築や円滑な価格転嫁に向けた環境整備に資するための調査・広報を行うこととして、本省において委託事業で実施することを予定している。調査・広報を効率的、効果的に進めていくには、本省と地方組織との連携も重要であるため、地方農政局等及び地域拠点の関与が必要となる場合には、今回要求している新たな定員の活用方法等を含めて検討してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

サプライチェーン連結強化プロジェクト事業について、生産から現地販売までの一気通

貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を新規に要求しているが、地方農政局等及び地域拠点はどうに関わるのか。

（三嶋輸出・国際局総務課長）

本事業は、新たな販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援する事業であるが、本省直轄の事業となるため、地方農政局等及び地域拠点の直接の大きな関わりはないものと考えている。

地方農政局等及び地域拠点には、これまでと同様に本省と連携の上、各地方・各地域で関係者の事業の理解がさらに広がるよう、新規事業の周知活動や地域からの相談対応等をお願いする予定である。

（西山調査交渉部長）

地域の持続的な食料システム確立推進支援事業について、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等の支援ならびに食品企業による広域的な産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を新規に要求しているが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

（石田新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長）

本事業は、持続的な食料システムの確立に資する取組を推進・支援するため、新たに要求しており、既存の地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業は廃止する。本事業では、食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立のうえ、都道府県が事務局となって作る連携の場に対する支援を行うほか、広域的な産地連携や製造現場の自動化等のモデル的な取組を支援する。都道府県に対する補助金交付に当たっては、これまでのLFP事業と同様、交付決定にかかる事務について、地方農政局等で行うこととしている。

（西山調査交渉部長）

所有者不明農地の発生防止・活用について、都市在住の不在村地主等と現場の農業委員会等を結びつけることなどにより、所有者不明農地の発生防止やその活用を促進する取組を新規に要求しているが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

（日向経営局総務課長）

所有者不明農地の発生防止・活用については、都市在住の不在村地主への相続登記等の働きかけや企業の農業参入の促進を支援する「全国事業」と都道府県段階での関係機関等による現場活動への支援や相談会の開催、市町村段階での農業委員会による所有者不明農地の権利関係の調査等を支援する「都道府県事業」で構成されているものである。

「全国事業」については、本省直轄の公募となるため、地方農政局等及び地域拠点に大きな関わりはないと考えているが、「都道府県事業」については、地方農政局等において、機構集積支援事業と同様に補助金の交付に関する事務を行うことを考えている。

（千葉調査交渉部長）

スマート農業技術活用促進総合対策について、スマート農業技術の開発・供給促進事業及びスマート農業普及のための環境整備の両事業に農研機構が関わることとされているが、事業の円滑な実施に十分な要求額となっているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

スマート農業技術の開発・供給促進事業のうち「重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）」及び「技術改良・新たな栽培方法の確立の促進」については生研支援センターにおいて資金配分業務を担うこと、「重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）」及び「スマート生産方式ＳＯＰ作成研究」については農研機構が実施主体としての役割を担うことを想定している。

また、スマート農業普及のための環境整備のうち、「スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営」の一部について農研機構を実施主体とすることを想定している。

それぞれの事業において、資金配分業務等に要する事業費や研究費など、事業の円滑な実施に必要な額を要求している。

（千葉調査交渉部長）

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化について、スマート農業技術及び品種開発に関連する施設の整備及び新たな研究ニーズ等へ対応するための基盤となる施設を整備・改修することとしているが、今回の要求額はスマート農業技術活用促進法の附帯決議及び農研機構からの要望を踏まえたものとなっているのか、また、国際農研は、本事業へどのように関わるのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

法人の機能強化については、スマート農業技術活用促進法の附帯決議及び農研機構からの要望を踏まえ、事業の円滑な推進に向け、計画的に整備が進められるよう、必要な予算額を要求している。

なお、国際農研については、スマート農業技術活用促進法に直接関わるものではないが、新たな研究ニーズ等に対応するために必要な施設の改修経費を要求している。

（西山調査交渉部長）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業について、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援するとして増額要求となっているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

（三上農産局総務課長）

本事業は、令和６年度当初予算「農業支援サービス事業育成対策」を拡充し、これまでの農業支援サービスの立ち上げ支援に加え、新たな事業メニューを設け、スマート農業技術の導入とサービス事業体の育成を一体的に支援することで、農業の生産性向上を図るものである。

地方農政局等及び地域拠点では、管内関係事業者への周知、事業実施計画書の審査及び補助金の交付手続などこれまでと同様の関わりを想定している。今後、概算決定後には、

本省においても web 事業説明会等を行うとともに、地方農政局等に対してはマニュアル等を提示し事務の効率化等の負担軽減を図ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

農業農村整備事業〈公共〉においては、昨年度に引き続き増額要求となっているが、人員が少ないなかで超過勤務が常態化している。現場からは、工事及び監督事務の発注や非常勤職員の雇用、超過勤務などの予算が不足しているとの意見が報告されているが、必要な予算を要求しているのか。

（山里農村振興局総務課長）

令和 7 年度農業農村整備事業関係予算のうち国営土地改良事業に係る予算については、事業の着実な推進を図る観点から前年度比 119.1%の 2,031 億円を要求している。

また、現場の状況を踏まえ、国営土地改良事業所における業務の一層の合理化等を図るため、本年度も現場技術業務による工事の発注、監督事務の支援や非常勤職員の雇用等に必要な予算額を要求するとともに、超過勤務手当については、国営事業所の業務実態等を踏まえ、業務遂行に必要な予算を要求している。

（西山調査交渉部長）

経営所得安定対策について、国内産麦・大豆の増産を目指すとしているなか、畑作物の直接支払い交付金の予算は十分に要求しているのか。また、経営所得安定対策の業務の見直し等が進められるなか、業務遂行に必要な非常勤職員を雇用する予算は十分に要求しているのか。

（三上農産局総務課長）

経営所得安定対策については、担い手経営安定法に基づき、標準的な生産費と標準的な販売価格との差を補填するものとして畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）等を措置しているところであり、令和 7 年度に向けて必要な予算を要求している。

また、業務遂行に必要な非常勤職員を雇用するための予算についても、近年の人件費の上昇等を踏まえた必要額を要求している。

（西山調査交渉部長）

植物防疫所職域から、安全運行に必要なスタッドレスタイヤやカーナビの更新などの庁費について要望があるが、十分な要求となっているのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

安全運行に必要なスタッドレスタイヤやカーナビなどの更新に必要な経費については植物防疫所全体の予算の中で必要額を確保してまいりたい。

（千葉調査交渉部長）

みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業について、増額要求となっているが、農研機構の関わりに変更はあるのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

本事業の増額要求にあたり、新たに「新品種開発研究」の中に、「政策ニーズに対応した革新的新品種の開発」を位置づけたところである。この課題では、農研機構の中長期計画に基づいて実施中の品種開発課題を食料安全保障強化のために加速する目的で、農研機構に対して予算措置する内容となっている。

この他の新規課題における農研機構の関わりに変更はない。

（西山調査交渉部長）

みどりの食料システム戦略推進総合対策について、みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、モデル地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりの支援、また、新たに環境負荷低減の取組強化に向けた新たな制度設計として増額要求しているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

（佐藤環境バイオマス政策課長）

みどりの食料システム戦略推進総合対策は、令和6年度当初予算の6.5億円に加えて、令和5年度補正予算でも27億円確保しており、当初と補正で一体的に取り組んでいるところ、令和7年度予算に際しても同様の考え方で要求していく。

地方農政局等及び地域拠点には、これまでに創出したモデル地区の横展開や関係者の行動変容と相互連携に向けて、支援策の周知や事例の収集・情報提供、相談対応等に取り組んでいただくこととしており、こうした役割に変更はない。

また、新たに、環境負荷低減の取組強化に向けた制度設計のための調査予算を増額要求しており、①環境負荷低減のクロスコンプライアンスの事後の報告・確認の円滑な導入に向けた検証やマニュアルの作成の実施、②先進的な環境負荷低減の取組を後押しする仕組みづくりに必要な調査を委託により行うこととしている。

①のクロスコンプライアンスに関しては、令和7年度から農林水産省の全ての補助事業等において、事業実施主体が事業実施後に報告を行うとともに、地域拠点を含む地方農政局等の職員が現地確認することとしており、本調査は委託事業者により、これらのモデル的取組の実施を通じた検証やマニュアルの作成を実施することとしている。

②の新たな仕組みづくりに関しては、委託事業者により先進的に環境負荷低減に取り組む農家から、そのコストやリスクなどのデータを収集することとしており、地方農政局等及び地域拠点の追加的な役割は想定していない。

（千葉調査交渉部長）

花粉症解決に向けた総合対策について、花粉の少ない森林への転換促進総合対策及びスギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性検証の事業について、農研機構及び森林研究・整備機構はどのような役割を担うこととなるのか。

（小島林野庁林政課長）

花粉の少ない苗木の生産拡大には、森林研究・整備機構が原種苗木の増産などの役割を担うことを想定している。

スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証の事業について、農研機構はスギ花粉米の開発者としてこれまでの知見をいかし、研究コンソーシアムの一員として、研究の一部を担っていただくことを考えている。

（千葉調査交渉部長）

水産資源調査・評価推進事業等について、水研教育機構の漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造費を計上しているが、代船建造予算は物価上昇を踏まえた十分な要求となっているのか。

また、水研教育機構の調査船は使用開始から 20 年以上となる船舶が多数あるため、メンテナンスや修繕にかかる予算が増大する状況となっているが、安全な航海を行うための計画的な修繕や部品の交換に必要な予算及びドック経費などは、水研教育機構の要望も踏まえた要求となっているのか。

（水野水産庁漁政課長）

漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造の予算については、物価上昇も踏まえたものとして必要な額の要求を行っている。

また、船舶のドック予算及び消耗・老朽部品等の交換・修理などに必要な予算についても、令和 7 年度当初予算において、船舶の運航及び安全性に支障がないよう、法人の要望を踏まえ、必要な額の要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

外国漁船対策等について、万全な漁業取締の実施に向け、最新の取締機器の充実や船舶の代船建造の推進等により漁業取締体制を強化するとして増額要求しているが、物価上昇のなかで十分な要求となっているのか。また、白鷺の代船建造はどのようなになっているのか。

（水野水産庁漁政課長）

令和 7 年度の漁業取締予算については、令和元年から 4 年度にかけて増強し、我が国周辺水域で活動している漁業取締船について、最新の取締機器の充実、燃油価格や物価が高騰する中でも適時に確実に取締船を派遣するための運航経費、安全で確実に業務を遂行するための整備費・修繕費など万全な漁業取締りを実施するために必要な予算を要求している。

なお、白鷺の代船建造についても、瀬戸内海の特殊性を踏まえ、機動性、速力、加速性能に優れた小型の高速漁業取締船が必要不可欠なことから、早期に建造できるよう必要な予算を要求している。

（西山調査交渉部長）

農林水産統計の効率化に係る業務全般の見直しを図るとして増額要求しているが、調査業務のアウトソーシング及び新たな調査手法の開発・実証を推進、また、統計見直しの着実な推進を図る上で十分な要求となっているのか。

（玉置統計部管理課長）

統計見直しについては、調査項目の簡素化と併せたアウトソーシングの推進・拡大、新たな調査手法の導入等による調査の効率化、拠点業務の地方農政局等本局本所への集約を内容とした業務全般の見直しを推進しているところである。

令和 7 年度要求は、農業構造動態調査、新規就農者調査、水稻以外の作物統計調査等の

民間委託の導入、農畜産物生産費統計等について職員調査から専門調査員への移行、耕地面積調査について実測に代わる新技術を活用した新たな調査方式の調査研究などに必要な予算を要求している。

（西山調査交渉部長）

調査客体に対して支払う謝金の予算は十分確保できているのか。

（玉置統計部管理課長）

令和7年度の謝金については、他府省の状況並びに業務の効率化を踏まえた必要な予算を要求している。

（千葉調査交渉部長）

独立行政法人の運営費交付金等について、各法人の事務・事業の確実な推進に必要な人件費、業務経費、老朽化した施設の改修・修繕、機械や機器の補修・更新に係る経費に加え、昨今の光熱費及び物価高騰による値上がりなど、各法人の要望を踏まえた要求額を計上しているのか。また、定年年齢の段階的引上げに伴う人件費についても、法人の要望どおり計上しているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

所管法人の運営費交付金については、中長期計画等の達成に向け各法人の業務に支障がないよう、各法人からの要望を踏まえ、当該年度の業務状況に応じた所要の経費や人件費など必要な額を計上している。

（千葉調査交渉部長）

この間、運営費交付金に係る「効率化係数」の廃止・除外経費等の拡大を求めてきたが、主務省としてどのように対応する考えなのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

農林水産省が所管する6法人については、平成13年度の独立行政法人化以降、累次の中長期目標等の改定の中で効率化目標を定めてきている状況に鑑み、引き続き効率化目標を盛り込みつつ、必要な業務経費を確保するため、法人ごとの状況に応じて控除対象外となる項目及び効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについて要求しているところである。

（千葉調査交渉部長）

所管する独立行政法人の施設整備費補助金について、各法人からの要望を踏まえた要求額となっているのか。なお、国際農研については、運営費交付金、施設整備補助金ともに今年度の予算額を下回っているがどのような理由によるものか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

所管法人の施設整備費補助金については、各法人からの要望を踏まえ、各法人における事務・事業の円滑な推進に向け、優先順位の高いものから計画的に整備が進められるよう、必要な予算額を要求している。

なお、国際農研の運営費交付金については、退職手当の所要額の減少に伴うものであり、施設整備費補助金については、国庫債務負担行為による新たな実験施設の改修に伴い、初年度に必要な設計業務経費のみを要求しているため、今年度の予算額を下回っている。

（千葉調査交渉部長）

国では非常勤職員等へ職員と同様の一時金の支給及び賃金改定が実施されているなかで、FAMICを除く所管5法人については、2020年度から予算の確保状況が異なってきているが、各法人の要望を踏まえた要求額を計上しているのか。

特に、農研機構においては、これまで、非常に厳しい査定減額を受けた経緯があり、2025年度予算概算要求の満額確保に向け、最大限の対応を求める。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

非常勤職員等の雇用・賃金の対応については、各法人において判断されるものであるが、概算要求に当たっては、各法人からの要望を踏まえ必要な予算額を要求しており、厳しい財政状況の中ではあるが、必要な経費の確保に努めてまいりたい。

また、農研機構の運営費交付金等についても、厳しい財政状況の中ではあるが、必要な経費の確保に努めてまいりたい。

（千葉調査交渉部長）

農研機構におけるフルタイム・短時間再雇用の人件費については、この間、満額確保を求めてきたが、法人の要望を踏まえた要求額となっているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

令和7年度概算要求における農研機構の再雇用職員の雇用に要する経費については、農研機構からの要求額を満額計上している。

（藤本秘書課人事企画官）

以上をもって、第1部を終了する。

当局側として第1部のみの対応となる高橋予算課長、玉置統計部管理課長、三嶋輸出・国際局総務課長、木下畜産局総務課長、日向経営局総務課長は退席する。

退 席：高橋予算課長、玉置統計部管理課長、三嶋輸出・国際局総務課長、
木下畜産局総務課長、日向経営局総務課長
新規着席：福島地方課長

それでは、第2部を始める。まず、第2部のみの出席者を紹介する。当局側として、福島地方課長である。

「令和7年度組織・定員要求」について、説明させていただく。

お手元の「令和7年度組織・定員要求について」を御覧いただきたい。

令和7年度組織・定員要求については、食料・農業・農村基本法の改正を受け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとともに、林野・水産分野も含め、農林水産

・食品分野全体で、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少等の社会課題等に的確に対応するため、大きく4つの観点から要求を行っている。

1点目は、食料安全保障と持続可能な食料システムの確立に向けた体制の強化についてである。

①については、持続可能な食料システムを確立するため、食料の持続的な供給に必要な合理的なコストを考慮した価格形成や農業と食品産業の連携強化、環境負荷低減等の取組への支援等の施策を推進する食料システム連携基盤強化室（仮称）を新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課に設置する要求を行っている。

②については、円滑な食品アクセスの確保に向けて、フードバンクやこども食堂等の活動への支援を始めとした省内の食品アクセスに関する施策の一体的な運用を図るなど、省全体の司令塔となる食品アクセス対策室（仮称）を消費・安全局消費者行政・食育課に設置する要求を行っている。

③については、みどりの食料システムを確立するため、クロスコンプライアンスの実施や先進的な環境負荷低減の取組を後押しする仕組みづくりのための体制を整備するとともに、オーガニックビレッジの創出等を通じた有機農業の面的拡大を推進する有機農業推進調整官（仮称）を農産局農業環境対策課に設置する要求を行っている。

④については、スマート農業技術活用促進法が制定されたことを受け、スマート農業技術に適した生産方式の転換や技術開発及びその普及を一体的に推進するための体制を強化する要求を行っている。

⑤については、新たな食料・農業・農村基本計画を地域の実情に合わせて推進するため、各県に置かれる地域拠点の体制を整備する要求を行っている。

次に、2点目の林業の成長産業化の実現と花粉発生源対策の推進に向けた体制の強化については、森林の集積・集約化を促進する新たな仕組みづくりに対応するための体制を整備するとともに、花粉発生源対策を推進するための体制を強化する要求を行っている。

次に、3点目の適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化については、水産資源の持続的な利用を確保するため、漁獲監理の体制を強化するとともに、地域の水産業の健全な発展や所得の向上を図るため、海業の推進のための体制を強化する要求を行っている。

最後に4点目の能登半島地震からの復旧・復興等に向けた体制の強化については、能登半島地震からの復旧・復興や激甚化・頻発化する自然災害に対応するための体制を強化する要求を行っている。

定員要求数については、「令和7年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針（令和6年7月29日内閣総理大臣決定）」に基づき、当省の増員要求数の上限である311人のほか、時限要求31人、業務効率化に資するDXに係る要求13人の計355人を要求しており、その内訳は、食料安全保障と持続可能な食料システムの確立に向けた体制の強化関連が239人、林業の成長産業化の実現と花粉発生源対策の推進に向けた体制の強化関連が12人、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化関連が15人、能登半島地震からの復旧・復興等に向けた体制の強化

関連が 68 人、そのほか農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、業務効率化に資するＤＸに係る体制の整備、国庫帰属土地制度に係る体制整備等の要求が 21 人となっている。

なお、地方出先機関に関しては 279 人の要求数となっており、そのうち地方農政局・北海道農政事務所に関する要求数は 227 人となっている。

（関書記長）

2025 年度の組織・定員要求については、本年 6 月 28 日に閣議決定の一部変更が行われた「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、7 月 30 日に 2025 年度から 2029 年度までの 5 年間の定員合理化目標数が示され、また、7 月 29 日に決定された「令和 7 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」では、新規増員の要求について、時限定員を除く令和 6 年度末定員の 1.5% を増員要求数の上限とすることを基本とされるなど、新たな環境のもとでの初年度の要求となる。

このような状況のもと、改正基本法を踏まえた農業の構造転換と林野・水産分野も含めた農林水産・食品分野全体で的確に施策を実施するとともに、本省と地方組織が一体となった体制整備にむけた重要な要求と受け止めているが、どの職域においても要員不足による厳しい職場実態にあるなかで、いかに多くの新規増員を確保するかが最重要課題である。

こうしたことから、施策の円滑かつ的確な実施と労働条件を維持・改善するために必要な新規増員要求の満額確保に向け、最大限の対応を求める。

このことを冒頭に要請し、具体的内容について担当より伺う。

（西山調査交渉部長）

2025 年度組織・定員要求についてである。

改正基本法、林野・水産分野も含め農林水産・食品分野全体で諸課題に的確に対応するため 4 つの柱を基に体制強化を図るとしているが、ＰＲ版以外の本省や地方組織における部や課等の組織改編などの要求はどのようなになっているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

機構要求については、冒頭説明した要求内容のほか、牛乳乳製品の輸出促進を含む需給対策に係る業務の強化・連携確保に必要な体制整備として、畜産局牛乳乳製品課に牛乳乳製品需給対策室（仮称）を、緊急時における災害復旧支援の促進のための体制、平時における頻発化・激甚化する自然災害等への支援強化のための体制整備として、農村振興局整備部防災課に緊急災害対策調整官（仮称）を、海業推進の司令塔となる組織体制の強化として、水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課に海業推進室（仮称）をそれぞれ設置する要求を行っている。

その他組織に関する要求では、先ほどの農村振興局整備部防災課緊急災害対策調整官（仮称）の関連として、地方農政局土地改良技術事務所に防災・災害対策技術課（仮称）を新たに設置するとともに、これに伴い、建設技術課と保全技術課を統合し建設・保全技術課（仮称）を設置する要求を行っている。

また、熊本空港、熊本港及び八代港における検疫体制の強化として、動物検疫所門司支所熊本空港出張所（仮称）を新たに設置する要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

今回要求している本省の機構要求の財源について、本省内の振替要求なのか。地方農政局等からの振替要求を行っているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

農村振興局整備部防災課緊急災害対策調整官（仮称）の財源は農地事業所からの振替要求としているが、その他の本省の機構要求については、本省内の振替要求としている。

（西山調査交渉部長）

持続可能な食料システムを確立するため、食料システム連携基盤強化室（仮称）を新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課に設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。また、本省の体制強化に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

（石田新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長）

食料システム連携基盤強化室（仮称）については、1室長・3班体制を要求している。これに合わせて、各地方農政局等では、本年10月に措置される適正取引推進を担当する課長補佐・係長各1人のほか、新たに合理的な価格形成の推進を担当する課長補佐・専門官各1人、および持続的な食料システムに向けた施策を担当する課長補佐1人の計3人（×8地方農政局等＝24人）を要求している。

（西山調査交渉部長）

円滑な食品アクセスの確保に向けて、省全体の司令塔となる食品アクセス対策室（仮称）を消費・安全局消費者行政・食育課に設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。また、省全体の司令塔としているが、地方組織の体制はどのように考えているのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制づくりの推進のほか、フードバンク・こども食堂等の活動への支援や地域の関係者との連携の促進など、省内の食品アクセス関連施策を一元的に担当する観点から、省全体の司令塔となる食品アクセス対策室（仮称）を設置し、1室長・3班体制となる要求を行っている。

地方組織の体制については、今年度、地方農政局等に食品アクセス専門官8人を措置しており、まずは、それら人員との連携を密に図れるよう、引き続き努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

みどりの食料システムを確立するため、クロスコンプライアンスの実施や先進的な環境負荷低減の取組を後押しする仕組みづくりのための体制を整備するとしているが、どのように体制を整備するのか。また、地方組織の体制はどのように考えているのか。

（佐藤環境バイオマス政策課長）

クロスコンプライアンスに関しては、令和7年度から事業実施主体が事業実施後の報告を行うとともに、地域拠点を含む地方農政局等の職員が現地確認することとしており、必

要な体制を整備するため、本省に係長 1 人、農政局等に課長補佐を各 1 人、地域拠点に専門官を各 1 人、全体として 60 人を要求している。

先進的な環境負荷低減の取組を後押しする仕組みづくりに関しては、令和 7 年度に新たな仕組みづくりのための調査を実施し、制度設計に向けた検討を行うこととしており、必要な体制を整備するため本省に課長補佐・係長の 2 人を要求している。

（西山調査交渉部長）

オーガニックビレッジの創出等を通じた有機農業の面的拡大を推進するために有機農業推進調整官（仮称）を農産局農業環境対策課に設置するとしているが、どのような体制を考えているのか。また、本省の体制整備に伴う地方の体制はどのように考えているのか。

（三上農産局総務課長）

有機農業は、海外依存度が高い化学肥料を使用せず国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資すること、また、改正食料・農業・農村基本法に「環境と調和のとれた食料システムの確立」が位置づけられ与野党問わず取組強化を求められていることから、新たに農業環境対策課長の下に「有機農業推進調整官」を設置し、有機農産物の生産・需要拡大や、制度の見直しなどを一体的かつ強力に推進していくことを考えている。

なお、地方組織については、既に地方農政局生産技術環境課及び北海道農政事務所生産支援課に有機農業推進係長を設置し、当該業務を担当しているため、今回は本省の体制強化を図ることとしたものである。

（西山調査交渉部長）

スマート農業技術に適した生産方式の転換や技術開発及びその普及を一体的に推進するための体制を強化するとしているが、どのように体制を強化するのか。また、本省の体制強化に伴う地方の体制はどのように考えているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

第 213 回通常国会で成立したスマート農業技術活用促進法が目標とする「令和 12 年度までにスマート農業技術の活用割合を 50%以上に向上」を達成するために、ニーズが高く高難易度のスマート農業技術の開発と、開発した技術の産地への供給を集中的に進めるにあたり、研究開発スタートアップや農研機構、サービス供給に関わる事業者や産地など、他の業務と異なるカウンターパートと連携しながら新たな業務に対応する必要がある、これらに必要な体制として、既存班の改編に加え、係長 2 人を新たに要求するものである。

また、地方においても、作業の大幅な効率化に資するスマート農業技術の導入に合わせ、農産物の新たな生産・流通・販売方式の転換に取り組む産地の形成等を推進していくために必要な体制として、各地方農政局等に専門官 1 人を新たに要求している。

（西山調査交渉部長）

新たな基本計画を地域の実情に合わせて推進するため、各県に置かれる地域拠点の体制を整備するとしているが、どのように体制を整備するのか。

（福島地方課長）

新たな基本計画に基づき新たに取り組むべき政策課題への対応を行うため、地方参事官

の指揮の下、首長や JA 等関係団体の幹部や地区の中心となる農業者へ新たな施策について働きかけ、潜在的ニーズを掘り起こし、また、関係者を調整し活動を加速化させる、副地方参事官（仮称）36 人を地方参事官室に設置する要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

森林の集積・集約化を促進する新たな仕組みづくりに対応するための体制を整備しているが、どのような体制を考えているのか。また、花粉発生源対策を推進するための体制を強化しているが、どのような強化を考えているのか。

（小島林野庁林政課長）

森林の集積・集約化の促進については、森林経営管理法の見直しの検討を踏まえ、森林の循環利用に取り組む林業経営体への集約化を促進するため課長補佐 1 人、係長 1 人の要求を行っている。

また、花粉発生源対策については、昨年 10 月に関係閣僚会議で決定した初期集中対応パッケージに基づき国有林における伐採・植替えを効率的に進めるため、森林管理署で 10 人の要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

漁獲監理の体制強化と海業の推進のための体制を強化しているが、どのように体制を強化するのか。また、本省の体制強化に伴う地方の体制はどのように考えているのか。

（水野水産庁漁政課長）

太平洋クロマグロ等の不正な陸揚げ・流通等の行為を陸揚港等の水際で防止するための体制強化として、令和 6 年 4 月に漁獲監理官を設置し、主要な陸揚港において、陸揚検査を実施し、個別漁獲割当量の超過等について指導・処分を行っているところであるが、適切な資源管理のためには、一層の漁獲監理の体制強化を図ることが急務であることから、これら体制強化のために必要な定員 10 人を要求しているところである。

また、地域の水産業の健全な発展や所得の向上を目指し、海や漁村の魅力を活かした海業の推進のための構想づくりが始まっている。水産庁は、海業推進の指令塔として海業の全国展開を着実に後押ししていくため、

- ・海業に取り組もうとする地域を指導・支援し、地域と連携出来る組織体制の充実・強化
- ・関係省庁等との政策調整機能の強化

のために必要な「海業推進室（仮称）」の設置及び定員 1 人を要求しているところである。

（西山調査交渉部長）

能登半島地震からの復旧・復興や激甚化・頻発化する自然災害に対応するための体制の強化について、どのように体制を強化するのか。また、本省の体制強化に伴う地方の体制はどのように考えているのか。

（山里農村振興局総務課長）

能登半島地震により甚大な被害を受けた、農地・農業用施設等の災害復旧事業や、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、石川県から国直轄による代行の要請があった農地海岸、農地地すべり地区の特定災害復旧事業については、より迅速か

つ着実な事業の推進が求められている。

このため、北陸農政局において、本格化する能登半島地域の災害復旧事業等を専任で指導・助成するとともに、特定災害復旧事業の本格化に伴い増大する調査・設計や工事の発注・監督、被災自治体等の関係機関との協議調整を迅速かつ着実に実施するため 10 人の要求を行っている。

また、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、発災時にいち早く農林水産省の農業土木系職員等が被災地へ出向き、被災自治体を支援する MAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイス・チーム）派遣のニーズが高まっており、防災・災害対策に係る技術支援を強化するほか、農業集落排水施設等の防災減災対策や災害時の点検・復旧などに備えるため 34 人の要求を行っている。

加えて、災害復旧に関する事務の効率化に向け、「農地・農業用施設等災害復旧支援システム」の開発及び利用者の要望等を踏まえた継続的な改良に必要な体制を整備するため 9 人の要求を行っている。

（小島林野庁林政課長）

令和 6 年能登半島地震により発生した民有林における山腹崩壊等の国直轄による復旧、災害に強い森林づくりや災害時の機動的な民有林支援などを進めるための体制強化として、森林管理局・署で 24 人の要求を行っている。

（水野水産庁漁政課長）

石川県を中心に数多くの漁港が被災し、漁業活動に支障をきたしている状況が続いている。このため、早期の施設復旧に向け、

- ・石川県・珠洲市からの要請を受けて行っている狼煙（のろし）漁港・鵜飼（うかい）漁港海岸における水産庁本庁が実施する直轄代行による復旧工事実施に係る体制

- ・漁港管理者等によって実施される 1,000 件を超える災害復旧事業に関する災害査定等へ対応する体制

を強化するために、被災地の早期復旧・復興に向け、本庁に 12 人を要求しているところである。

（西山調査交渉部長）

定員削減・新規増員についてである。

2025 年度の新規増員要求については、「令和 7 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分方針」により、通常分として令和 6 年度末定員の 1.5% を増員要求数の上限とされているもとで、時限要求等を含め 355 人の要求となっているが、改正基本法に基づく新たな諸課題に対応する必要があるなかで、十分な要求数となっているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

令和 7 年度の新規増員要求については、食料・農業・農村基本法の改正を受け、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとともに、林野・水産分野も含め、農林水産・食品分野全体で、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少等の社会課題等に的確に対応するために必要な要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

新規増員要求の内訳は、部局・機関別毎にどのようになっているのか。

また、時限要求は、昨年とほぼ同様の 31 人としているが、その内訳と理由、時限年次はどのようになっているのか。

さらに、別枠としている業務効率化に資するDXについて、その内訳と効率化の内容はどのようになっているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

部局・機関別ごとの新規増員要求数に関しては、本省庁分は、大臣官房 8 人、新事業・食品産業部 5 人、消費・安全局 10 人、輸出・国際局 4 人、農産局 5 人、畜産局 1 人、農村振興局 6 人、技術会議事務局 4 人、林野庁 6 人、水産庁 27 人である。また、地方出先機関分は、植物防疫所 8 人、動物検疫所 7 人、動物医薬品検査所 1 人、地方農政局 179 人、北海道農政事務所 19 人、農地事業所 29 人、森林管理局及び森林管理署 36 人である。

このうち、期限付の要求に関しては、令和 8 年度末期限が、みどり直接支払交付金の企画運営のための体制整備で大臣官房に 2 人、能登半島地震からの復旧・復興のための体制整備で農地事業所に 2 人、令和 9 年度末期限が、能登半島からの復旧・復興のための体制整備で地方農政局に 3 人、農地事業所に 5 人、令和 11 年度末期限が、林地台帳のデジタル化のための体制整備で林野庁に 1 人、被災地における災害復旧事業の着実な推進及び直轄代行工事の着実な実施に必要な体制強化で水産庁に 12 人、サケ定置網漁業・ふ化放流事業の合理化に伴う体制整備で水産庁に 2 人、令和 16 年度末期限が、災害に強い森林づくりや災害時の民有林支援のための体制整備で森林管理局に 4 人の合計 31 人である。

また、業務効率化に資するDXに係る要求については、輸入検疫体制の強化に伴う体制整備で消費・安全局に 3 人、災害復旧事務の効率化のための体制整備で農村振興局に 2 人、地方農政局に 7 人、デジタル技術の活用の推進に向けた体制強化で林野庁に 1 人の合計 13 人である。

（西山調査交渉部長）

農林水産省における次期（2025 年度から 5 年間）の定員削減数は 1,465 人であるが、2025 年度の定員削減はどうか。

また、令和 7 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分方針では、既存業務の増大等への対応は定員の再配置により対応するとしているが、定員の再配置は考えているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

令和 6 年 7 月 29 日の内閣人事局長通知である「令和 7 年度から令和 11 年度までの定員合理化目標数について」において、「各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める定員合理化目標数の 1／5 の員数の定員を合理化することを基本とする。」とされており、令和 7 年度の定員合理化目標数は 293 人となる。

また、令和 6 年 6 月 28 日に一部変更された平成 26 年 7 月 25 日の閣議決定「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」において、「各府省は、業務改革の取組を具体的に推進するとともに、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図りつつ、必要な場合には増員要求を行うこととする。」とされており、令和 7 年度要求においてもこれまでと同様、定員振替にも取り組んでいる。

（西山調査交渉部長）

昨年４月から定年の段階的引上げがスタートし、本年度は定年退職者が発生する年にはなるが、2025年度の定員削減は問題なく対応できる見込みなのか。

また、2025年度の新規採用者等の採用に支障は生じないのか。

（藤本秘書課人事企画官）

昨年度から定年年齢の段階的引上げが始まっているが、行政ＤＸの取り組みをはじめ事務・事業の効率化を図り、また、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するために必要な体制整備を図ることとしており、令和７年度の定員合理化に対応できる見込みである。

また、本年度は定年退職者が発生するため、令和７年度の新規採用者等の採用に支障は生じない見込みである。

（西山調査交渉部長）

農林水産省の定員事情が引き続き厳しいなか、県域・地域拠点においてはフルタイム再任用を希望しても殆どが短時間再任用となっているが、職員の希望どおりのフルタイム再任用を配置するためどのように対応するのか。

また、行政職（二）、医療職及び海事職について、希望どおりの再任用ができるのか。

（川本秘書課長）

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた豊富な知識、技術、経験等を活かし、その能力を存分に発揮していただく必要があると考えており、各部局の欠員状況を勘案しつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望等を総合的に勘案し、検討してまいりたい。

また、令和６年度においては、行政職（二）職員５人、海事職（一）３人のフルタイム再任用を実施したところであり、それぞれの職種の欠員状況、職員としての業務経験を踏まえ、雇用と年金の接続が確実に図られるよう適切に実施してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点についてである。

県域・地域拠点において、みどりの食料システム戦略の確立及び新たな基本計画の推進のための体制整備として新規増員要求されたことは、この間の我々の要求が反映されたものと受け止めているが、食料安全保障の強化や輸出促進などに係る現場段階での一段の取組促進を図る上で、十分な要求となっているのか。

一方で、本局（所）の要求数が昨年より大幅に減少したが、改正基本法に伴う新たな施策を展開するための必要な要求となっているのか。

（福島地方課長）

地方農政局等や地域拠点の定員については、みどりの食料システム戦略の推進や輸出促進をはじめ、新たな基本計画の推進に向け、関係部局と連携しながら必要かつ十分な要求を行っている。

地域拠点の定員については、クロスコンプライアンス推進を行うための定員として各地域拠点に専門官１人の増員のほか、基本計画の推進のための定員として副地方参事官（仮称）や輸出産地形成の推進のための定員として専門官の設置を要求している。

また、地方農政局等本局本所においても、基本計画の推進のための定員として、各局所に係長１人の増員を要求するほか、災害復旧など改正基本法に伴う新たな施策を展開するために必要な要求を行っている。

（西山調査交渉部長）

国営土地改良事業所等についてである。

次年度の事業所、建設所、支所の新設・閉鎖について、どのようになっているのか。

（山里農村振興局総務課長）

令和７年度に新たに１事業所の設置を要求しているところである。

他方、廃止事業所等は、２事業所及び２支所について廃止することとしており、これまで同様、事業所等の閉鎖が円滑に行えるよう対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

国営土地改良事業所等は、昨年より６人多い２９人の要求数となっているが、絶対的な人員不足は解消されるのか。

また、激甚化・頻発化する自然災害が増加するなかで、MAFF-SAT にも対応し通常業務にも支障をきたさない十分な要求となっているのか。

（山里農村振興局総務課長）

国営土地改良事業所等については、老朽化施設の増加、農業の生産性向上等の課題に対応するため、施設の集約や再編、統廃合等によるストックの適正化、国営事業地区における農地の大区画化・汎用化の推進に必要な増員要求を行ったところである。

また、近年の自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、緊急時における災害復旧支援の促進及び平時における頻発化・激甚化する自然災害等への支援強化に加え、能登半島地震からの復旧・復興に必要な増員要求を行ったところである。今後これらの定員が確保できるよう努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

植物防疫所及び動物検疫所についてである。

植物防疫所は昨年より４人減の８人、動物検疫所においては昨年より１人減の７人と大幅に減少した今年度よりさらに減少しているが、その理由は何か。外国人旅行客や農林水産物の輸出入の増加及び国内防疫措置を含め十分に対応可能な要求となっているのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

水際での検疫の確実な遂行に向けて、必要な業務量を精査の上、増員要求を行っているところである。

植物防疫所においては、空港施設設備拡充に伴う体制整備や的確な郵便物検査、重要病害虫の侵入及びまん延防止、リスク分析実施加速化のための体制強化など、的確な業務遂行に向けて必要な業務量を踏まえ、体制整備を図ってまいりたい。

動物検疫所においては、旅客が持ち込む畜産物や郵便物によるアフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入防止や輸出促進に向けた体制強化、国内防疫措置への対応のため、それぞれ必要な体制整備を図ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

両職域においては、定員枠があっても欠員や育児休業等の代替要員の確保もままならないケースも見受けられるが、2025 年度は確実な人員配置が行えるのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

人員に限られる中で、各所の業務執行体制、業務量等を勘案して配置しているとともに、臨時の応援等により、人員の確保を図っているところである。今後の人員配置についても、業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応するとともに、代替要員の採用については獣医・畜産関係機関のウェブサイトへの掲載等を行うなどにより、欠員の解消に向け人員の確保に最大限努めてまいりたい。

また、引き続き業務量等を勘案しながら人員の調整や応援体制を維持できるよう努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

漁業調整事務所、船舶についてである。

漁業調整事務所については、取締時の安全を確保するため、これまでも用船における漁業監督官の複数乗船体制の確立を求めてきたところであるが、要求していない理由はなにか。

（水野水産庁漁政課長）

漁業調整事務所の的確な業務遂行に向けて必要な業務量を踏まえ、我が国漁船の安全な操業を確保するため必要な人員は確保できており、複数名の乗船体制の確立に向けて、引き続き適切な人員配置に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

悪質・巧妙化する外国漁船に対する漁業取締時の安全確保のため、船舶職員（海事職）の確実な確保や欠員の早期解消が急務であるが、どのように体制整備を図っていくのか。また、乗組員が不測の事態に安心して下船することができるのに、十分な船舶予備員の要求を行っているのか。

（水野水産庁漁政課長）

船舶職員の欠員については、人事異動等により早期に解消するよう努めてまいりたい。船舶予備員については、病気などにより欠員が生じた場合の交代要員として位置づけられ、その充実が必要なものと認識しており、これまで増隻の状況を踏まえ必要な人員を確保してきたところである。

病気等により下船者が発生した場合には、速やかに予備員を派遣するなど、できる限りの対応を行っており、今後とも、船の運航に支障が生じることのないよう対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

級別定数改定要求についてである。

行政職（一）の 3 級・4 級・5 級定数拡大、地方農政局専門職の 4 級・5 級定数の拡大、行政職（二）の本省 5 級定数、地方農政局の 4 級定数の拡大、専門行政職の 2 級・3 級・

4級定数の拡大、などを要求してきたところである。また、地方農政局の組織再編により県域拠点も管区機関に位置付けられたが、級別定数の改定要求はどのようなになっているのか。

なお、この間も行政職（二）の運用基準の緩和、海事職（一）及び（二）、医療職（三）の昇格基準の緩和を求めてきたところである。これらの処遇改善が図られる級別定数改定となるよう、最大限の対応を要請する。

（川本秘書課長）

級別定数改定については、職員の処遇改善の観点から、行政職（一）は、年齢構成上多数の職員が偏在する4～6級の中位級を重点的に要求した。地方農政局県域拠点においては、級別標準職務表上の管区機関としての位置付けや職責の高まり等を踏まえ定数拡大を、行政職（二）、専門行政職及び海事職についても、定数拡大を要求したところである。

なお、行政職（二）の運用基準、海事職及び医療職（三）の昇格基準に関し、弾力的な運用を行えるよう、引き続き人事院に要望してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

定年の段階的引上げに伴う役降りや中堅・若手職員の昇格ペースが維持できる要求となっているのか。

（川本秘書課長）

定年の段階的引上げに伴い必要となる定年延長者に係るポストを精査した上で、中堅・若手職員の昇格に影響を生じさせない必要数を要求したところである。

（関書記長）

予算概算要求及び組織・定員要求について、それぞれ説明いただいたが、2025年度一般会計予算の概算要求総額は過去最大の117兆6,000億円となっているなかであり、金利上昇による国債の償還・利払いが約2兆円増額されていることや防衛費等が膨らむなど、今後、査定省との間において厳しい折衝が予想される。

私たち全農林の組合員は、農林水産行政を円滑に遂行するため、あらゆる職場で、昼夜を分かたず懸命に努力しており、良い仕事をするためには労働環境の整備と改正基本法を踏まえた施策の推進に必要な予算・定員の確保が重要である。

私たち労働組合としても年末の政府決定までの間、農林水産省当局に改めて要請書を提出するとともに、現場段階から職場実態を踏まえた要請署名に全組合員で取り組み、職場代表も出席して政党に対する要請行動を実施するなど、予算概算・定員要求の満額確保に向け各方面で様々な取組を展開していくこととしており、当局においても最大限の対応を求める。

（川本秘書課長）

本日は、令和7年度農林水産予算概算要求の概要、組織・定員要求等について意見交換させていただいた。各職場における業務運営上の課題については、職員からの意見等を踏まえ真摯に対応していきたい。

改正基本法及び新たな食料・農業・農村基本計画の策定等を念頭に、食料安全保障の強化を始めとした農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応するため、必要な予算、組織・定員の確保に努めるとともに、現場の取組をしっかりと後押しすべく、本省・地方機関が一体となって対応していく所存である。

（藤本秘書課人事企画官）

以上をもって、令和6年度第1回労使間意見交換会を終了する。

以 上